

委任状

1 通

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日

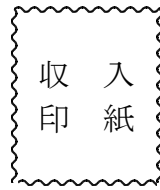
(本店)
申請人 (商号)

(代表取締役の住所)
代表取締役 (氏名)

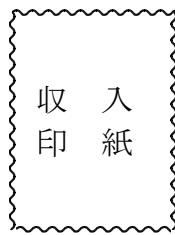
連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇法務局 〇〇支 局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙 (登録免許税分)



収入印紙貼付台紙 (登記手数料分)



登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例

「商号」〇〇商事株式会社

「本店」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「公告をする方法」官報に掲載してする。

「会社成立の年月日」平成〇年〇月〇日

「目的」

- 1 〇〇の製造販売
- 2 〇〇の売買
- 3 前各号に附帯する一切の業務

「発行可能株式総数」60株

「発行済株式の総数」60株

「資本金の額」金300万円

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」〇〇〇〇

「登記記録に関する事項」

平成〇年〇月〇日〇〇商事有限会社を商号変更し、移行したことにより設立

(注) 1 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合は、記録した内容を別途印刷して添付する必要はありません。その場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体の提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

第〇〇回臨時株主総会議事録

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数 〇〇名
 発行済株式の総数 〇〇〇〇株
 (自己株式の数 〇〇〇〇株)

(注) 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使できる株主の数 〇〇名
 議決権を行使することができる株主の議決権の数 〇〇〇〇個
 出席株主数 (委任状による者を含む) 〇〇名
 出席株主の議決権の数 〇〇〇〇個
 出席取締役 〇〇〇〇

以上のとおり総株主の半数以上の株主が出席したので本会は適法に成立した。

よって代表取締役社長〇〇〇〇は議長席に着き開会を宣し、ただちに下記議案を付議したところ、総株主の議決権の数の4分の3以上となる満場一致の決議をもって原案どおり可決確定した。

議案

定款変更の件

別紙案のとおり。

以上をもって本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。閉会時刻は午前〇時〇分であった。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役の全員がこれに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事有限会社臨時株主総会

議長代表取締役 (議事録作成者) 〇〇〇〇 (印)

(注) 株主総会議事録が複数ページになる場合には、議事録作成者の印鑑で各ページのつづり目に契印してください。

- ※ 1 特例有限会社の役員が商号変更と同時に任期満了により退任する場合は、株主総会で新しい役員を選任する必要があり、その選任の議案も含まれることとなります。取締役を新たに選任した場合には取締役の就任を承諾したことを証する書面及びその書面に押印した印鑑について、市区町村長作成の印鑑証明書を添付します。監査役を選任した場合には、監査役の就任を承諾したことを証する書面及び監査役の住民票記載事項証明書等の本人確認証明書が必要となります。
- ※ 2 特例有限会社の役員が商号変更の効力発生日をもって辞任する場合には、当該役員の辞任を証する書面 (辞任届) が必要となります。辞任する役員が登記所に印鑑を届け出ている場合には、辞任届に登記所届出印による押印又は実印による押印 (市区町村長作成の印鑑証明書添付) が必要となります。

定款の記載例

(会社によっては、不要な事項がありますので、会社の実情に合わせて作成してください。)

〇〇商事株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、〇〇商事株式会社と称する。

(注) 商号については本店を管轄する登記所で同一の所在場所に同一商号の会社が他に存在しないかを必ず調査してください。調査は無料でできます。詳しくは、「オンライン登記情報検索サービスを利用した商号調査について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00076.html)を御覧ください。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 〇〇の製造販売
- 2 〇〇の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇県〇市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、〇〇〇株とする。

(株券)

第6条 当社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期はその選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表権)

第20条 取締役は、各自当会社を代表するものとする。

(報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第24条 当会社が、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

(法令の準拠)

第25条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

附則

上記定款は○県○市○町○丁目○番○号○○商事有限会社の商号を変更して設立する○○商事株式会社につき作成したものであって、商号変更が効力を生じた日からこれを施行するものとする。

(※) これは、当会社の定款である。

○県○市○町○丁目○番○号

○○商事有限会社

取締役 ○○○○ 印

(※) 登記申請書に定款を添付するには、上記のように、定款の末尾に会社の定款である旨、会社の本店及び商号並びに取締役の資格及び氏名を記載し、当該取締役が法務局に提出している印鑑を押印するとともに、各ページのつづり目にその印鑑で契印してください。

(注) 公証人の認証は不要です。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

代表取締役 法務 太郎 印*6

- *1 株主リストは、株主総会決議を要する登記事項ごとに作成する必要があります。ただし、複数の議案で各株主の議決権数が変わらない場合は、その旨記載の上、1通を提出すれば足りります。
- *2 当該決議事項につき議決権を行使することができた全ての株主の議決権を意味し、株主総会に出席せず、又は議決権を行使しなかった株主の分も含まれます。
- *3 株主の氏名等は、株主総会への出席や議決権の行使の有無にかかわらず、記載してください。
- *4 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合を多い順に加算し、その合計が3分の2に達するまでの株主か10位以内の株主かいずれか少ない人数の株主を記載してください。なお、同順位の株主が複数いることなどにより10位以内の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください。
- *5 種類株式発行会社については、「株式数」欄に、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の種類については、登記された名称のとおりに記載してください。なお、種類株主総会決議についての株主リストを作成する際には、当該種類の株主のみを記載すれば足りります。
- *6 登記所届出印を押印してください。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
○○○○

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

- 1 当会社の商号の変更に係る登記の申請をする一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注)

(注) 原本還付を請求する場合に記載します。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商事株式会社

代表取締役 ○○○○ ⑩ (注)

(注) 代表取締役が法務局に提出している印鑑を押してください。

受付番号票貼付欄

特例有限会社の商号変更による解散登記申請書

1. 会社法人等番号

1. 商号

1. 本店

1. 登記の事由 商号変更による解散

1. 登記すべき事項 平成〇年〇月〇日（登記申請日）〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇商事株式会社に商号変更し、移行したことにより解散

1. 登録免許税 金 円

1. 添付書類

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日

(本店)
申請人 (商号)

(代表取締役の住所)
代表取締役 (氏名)

連絡先の電話番号

〇〇法務局 〇〇支局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙

